人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準

1　適用範囲

この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 13 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき行う人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。

2　施設

JAS0012 の箇条 **4** に規定する施設要求事項を満たしていなければならない。

3　取扱いの管理の実施方法

3.1　取扱管理責任者の職務

3.4 b)に規定する取扱管理責任者に対して，次の職務を行わせなければならない。

a) 取扱い（**JAS0012** の箇条 **3** に規定する一般要求事項，**JAS0012** の箇条 **4** に規定する施設要求事項，**JAS0012** の箇条 **5** に規定する管理要求事項）の管理［外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。］及び適合の表示に関する計画の立案及び推進

b) 取扱いの管理において外注管理を行う場合にあっては，外注先の選定基準，外注内容，外注手続等当該外注に関する管理に関する計画の立案及び推進

c) 内部規程（**JAS0012** の **3.1** に規定する管理基準を含む。以下同じ。）の確立，維持及び継続的な改善についての統括

d) 取扱いに生じた異常等に関する処置又は指導

3.2　内部規程

3.2.1　内部規程の整備

次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a) **JAS0012** の **3.2** に規定する区分管理に関する事項

b) **JAS0012** の箇条 **4** に規定する施設要求事項に関する事項

注記　施設要求事項のうち，清浄区に関する事項には，次の事項が含まれる。

- そ族・昆虫等の侵入防止に係る設備の設置
- 作業服等の着替え等及び作業服等に付着した異物等の除去に係る設備の設置
- 手及び指の洗浄に係る設備の設置
- 導入する外気の浄化に係る設備の設置（清浄区に外気を導入する場合に限る。）
- ちりがたまりにくい構造
- 床面の材質及び構造等
- 培養液又は水が接触する設備の耐腐食性
- 培養液中の異物の除去及び微生物増殖の抑制に係る設備の設置
- 設備・機械器具の耐久性又は防汚性（葉菜類への異物の混入又は微生物の増殖のリスクがある

ものに限る。）

－　出荷する葉菜類に混入した異物の検出に係る設備の設置

c)　**JAS0012** の **5.1** に規定する栽培管理に関する事項

注記　栽培管理に関する事項には，次の事項が含まれる。

－　栽培に使用する種子の生産に係る履歴の確認

－　生育環境の制御

－　培養液の管理

－　栽培に使用する水の水質

－　培養液又は栽培する葉菜類が接触する設備・機械器具の衛生状態の管理

－　清浄区の空中浮遊菌数のモニタリング方法

－　農薬を使用しない管理

－　そ族・昆虫等の侵入・増殖の防止方法，駆除に使用する薬剤の種類

d)　**JAS0012** の **5.2** に規定する出荷管理に関する事項

注記　出荷管理に関する事項には，次の事項が含まれる。

－　栽培管理及び資材管理に係る記録へ遡及することが可能な識別番号・記号等の包装・容器・送り状等に記載する表示

－　合理的に決定した出荷検査の頻度及び管理基準を踏まえた出荷基準の項目（異物検査，微生物検査等）

－　出荷基準を満たさない場合の原因究明及び再発防止策の手順

－　残留農薬検査の手順（検査を行う成分及び検査を行うこととした理由を含む。）

e)　**JAS0012** の **5.3** に規定する資材管理に関する事項

注記　資材管理に関する事項には，次の事項が含まれる。

－　外装の破損・汚れの確認

－　包装・梱包に使用する資材の保管及び梱包されている資材の保管

－　受け入れた資材の梱包材を清浄区に持ち込まないための管理

－　人及び環境への影響並びに危害に対処するための安全上の情報の管理

f)　**JAS0012** の **5.4** に規定する従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項

注記　従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項には，次の事項が含まれる。

－　管理体制（指揮・命令・報告等）

－　合理的に決定した従事者の健康状態の基準及び基準を満たすことの確認

－　内部規程に基づく栽培管理，出荷管理及び資材管理の確実な実施

－　**JAS0012** の **5.1**～**5.3** に関する管理基準に従った栽培環境管理を確実に実施するための教育訓練及び結果の活用（効果測定等）

g)　苦情処理に関する事項

h)　内部監査に関する事項

i)　マネジメントレビューに関する事項

j)　改善に関する事項

k)　適合の表示に関する事項

l)　記録の作成及び保存に関する事項

m) 年間の取扱いの管理の計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

n) 取扱いの管理及び適合の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

3.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い，かつ，従事者に十分周知しなければならない。

3.3 記録等の管理

箇条 **4** に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は，記録の作成の日から少なくとも 2 年間保存しなければならない。

3.4 取扱いの管理を担当する者の能力及び人数

取扱管理責任者を補佐する者（以下「取扱管理担当者」という。）及び取扱管理責任者については，次の事項を満たさなければならない。

a) **取扱管理担当者** 取扱管理担当者として，人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理に関する力量を有する者を 1 人以上（当該施設の数，規模等に応じて適正な取扱いの管理を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。

b) **取扱管理責任者** 取扱管理責任者として，取扱管理担当者の中から 1 人選任されていなければならない。

4 記録の作成

次の事項を記録し，保存しなければならない。

a) 区分管理に関する事項（**JAS0012** の **3.2** 参照）

b) 施設に関する事項（**JAS0012** の箇条 **4** 参照）

c) 栽培管理に関する事項（**JAS0012** の **5.1** 参照）

d) 出荷管理に関する事項（**JAS0012** の **5.2** 参照）

e) 資材管理に関する事項（**JAS0012** の **5.3** 参照）

f) 従事者に対する管理及び教育訓練に関する事項（**JAS0012** の **5.4** 参照）

g) 苦情処理に関する事項

h) 内部監査に関する事項

i) マネジメントレビューに関する事項

j) 改善に関する事項

k) 適合の表示に関する事項

注記 “適合の表示”の記録には，適合の表示を付した年月日及び広告等の種類が含まれる。

制定等の履歴

制　　定　令和元年９月５日農林水産省告示第 801号

制定文、改正文、附則等（抄）

○　令和元年９月５日農林水産省告示第 801号

令和元年10月５日から施行する。